平成24年度 第11回 庁 議 要 旨

日 時:平成24年9月5日(水)

午前9時

会 場:庁議室

[審議事項]

- 1 石巻市夜間急患センター検討委員会等の設置について(健康部夜間急患センター)
 - 一 継続審議 —
- 2 平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る 一部負担金の免除の延長について(健康部保険年金課)

東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金の免除及び保険税の減免については、国の特別の財政支援により、平成24年9月まで延長しているが、国から、10月1日以降の財政支援について、退職被保険者を除く一般被保険者分について10分の8を支援する予定との通知があり、宮城県が国支援分を除いた分を支援することとなったことから、国民健康保険被保険者の一般被保険者分に係る一部負担金の免除について、平成25年3月31日まで延長しようとするもの。

- (1) 主な内容
 - ① 東日本大震災による被災区域の国保被保険者
 - ・一部負担金 → 平成25年3月31日まで免除期間を延長
 - ・保険税 → 延長なし(平成24年9月分まで減免)
 - ② 福島原発事故による警戒区域等の住民で震災発生後、本市へ転入した国保被保険者
 - ・一部負担金 → 変更なし (平成 25 年 2 月 28 日まで)
 - ・保険税 → 変更なし (平成 25 年 3 月分まで)
 - ③ 経費の負担
 - 一般被保険者分の免除分 国 8/10 県 2/10
 - ・退職者被保険者分については市負担となる
- 3 平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した介護保険被保険者に係る利用者 負担額の免除措置の延長について(健康部介護保険課)

東日本大震災により被災した介護保険被保険者に係る利用者負担額の免除及び介護保険料の減免については、国の特別の財政支援により、平成24年9月まで延長しているが、国から、10月1日以降の財政支援について、被保険者負担費用の10分の8を支援する予定との通知があったことから、介護保険被保険者に係る介護保険サービス利用者負担額の減免措置を、平成25年3月31日まで延長しようとするもの。

- (1) 主な内容
 - ① 東日本大震災により被災した本市の介護保険被保険者
 - ・利用者負担金 → 平成 25 年 3 月 31 日まで減免
 - ・介護保険料 → 延長なし(平成24年9月分の保険料まで減免)
 - ② 福島原発事故による警戒区域等の住民で震災発生後、本市へ転入した介護保険被保険者
 - ・利用者負担金 → 変更なし (平成 25 年 2 月 28 日まで)
 - ・介護保険料 → 変更なし(平成25年3月分まで)

[報告事項]

1 津波被害を受けた土地・家屋の平成 24 年度固定資産税及び都市計画税の課税免除について (生活環境部資産税課) 東日本大震災の甚大な被害状況から、平成 23 年度においては津波被害を受けた区域の土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税は課税されないこととなっていた。

平成 23 年 12 月 14 日に、地方税法附則第 55 条が改正され、課税免除制度が平成 24 年度分も継続されることとなったことから、同規定に基づき、平成 23 年度に指定した区域の中から、社会資本の復旧状況等を勘案し、被害が甚大だった区域について平成 24 年度も固定資産税及び都市計画税を減免することとした。

(1) 主な内容

- ① 課税免除区域の基準
 - ・建築制限区域に指定されている区域(被災市街地復興推進地域を含む)
 - ・家屋流出や1階の天井付近まで浸水があった地域(震災復興部基盤整備課で作成した浸水区域図の津波浸水深2m以上の区域に概ね合致)
 - ・床上浸水高が天井付近に至らない被災家屋が多い地域(床上浸水被害が6~7割程度を目安に、字ごと又は街区単位で連続した範囲を指定:上記津波浸水区域図の津波浸水深1m以上2m未満の区域に概ね合致)

※これらの区域内における平成23年度新築家屋は、震災前の完成分は課税免除、震災後の 完成分は土地のみ課税免除地として通常課税

- ・上記以外の床下浸水した割合が多い区域は通常課税(告示により指定済)
- ・農地は平成23年度作付済及び平成24年度作付予定であった区域は減額せずに課税

2 「石巻市水産加工業再生支援事業」について(産業部水産課)

本市の基幹産業である水産業の本格復興のため、これまで、中小企業庁グループ化補助金や水産 庁の水産業共同利用施設復旧支援事業などにより、被災した水産加工処理施設や冷蔵冷凍庫などの 復旧作業が進められているが、これだけでは震災前の生産水準には復旧しない見込みであることか ら、地元水産業のリーディングカンパニーより本市水産加工業の復興に寄与するプランを公募し、 復興交付金事業を活用して、新たに水産加工業再生支援事業を実施することとした。

(1) 主な内容

- 補助対象
 - ・本市水産加工業の復興に資する「水産物加工処理施設」又は「水産物鮮度保持施設」の整備事業として応募された計画であって、市の選定委員会が適当と認め、国が承認した施設の整備計画
- ② 事業主体
 - ・漁業協同組合等の民間団体(個社による応募も可)
- ③ 応募要件
 - ・事業開始から 5 年後までに、加工・販売する商品の原材料となる国産水産物について、 被災地域等から仕入れ金額の 50%以上を安定的に調達すること
 - ・石巻市民の雇用を積極的に促進すること
 - ・ 遡及適用を認められないため、応募できるのは公募開始時点で未着手の計画とすること を想定しているが、詳細は今後要領を策定して示す
- ④ 整備対象エリア
 - ・水産加工業集中エリア(魚町、湊、渡波)のうち、市震災復興整備計画の住居ゾーン 2 カ所 (湊地区の一部と渡波地区の一部) を除いた域内
- ⑤ 補助率
 - ・事業費の8分の7(対象事業費の下限と上限を設定する方向で国と調整中)
- ⑥ 市選定委員会について
 - ・7 名程度の審査委員で構成し、うち 4 名程度は外部委員とする予定
 - ・応募団体(企業)の審査は、点数制の加点方式とする予定
 - ・選定委員会では、応募者のプレゼンテーションの実施について検討する
- (2) 今後の予定

- ・平成24年9月下旬 公募開始予定(公募期間は10月下旬頃までを予定)
- ・平成24年11月上旬 審査終了、水産庁へ結果報告
- ・平成24年11月中旬 結果通知予定、その後補助金交付申請受付

3 山田渡船の運休に伴う桃生町樫崎字山田地区から通学する桃生中学校の生徒に対する 通学費の補助について(教育委員会教育総務課)

桃生町樫崎字山田地区に居住する桃生中学校に通学する生徒は、市で運営管理している渡船により通学してきたが、船頭が亡くなったことにより当分の間運休することとなったため、当該生徒は登米市柳津大橋を経由して通学しなければならず、その通学距離は片道 13 kmと遠距離通学となることから、関係機関、住民説明を経て通学費補助金を交付することとした。

(1) 主な内容

- ① 補助金交付内容
 - ・当該生徒の通学に必要な公共交通機関がないことから、「石巻市立小中学校遠距離通学費補助金交付要綱」に規定する、片道 6 k mを超える部分の燃料費を補助する。
 - 長期休業日及び部活動のための登校日は除く
- ② 該当生徒数 3名

4 石巻市教育ビジョン後期実施計画及び石巻市幼児教育振興プログラムの策定について

(教育委員会教育総務課)

石巻市の将来を担う子どもたちを育んでいくため、平成 20 年 3 月に石巻市総合計画の部門別計画として「石巻市教育ビジョン」を策定し、平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 か年を範囲とする前期実施計画を策定し、事業を推進してきたが、震災後における事業の緊急性や重要性が高い「防災教育」、「児童生徒の心のケア」及び「防災機能を考慮した学校施設の復旧整備」に重点を置き、後期実施計画を策定した。

(1) 主な内容

- ① 計画期間
 - ・平成24年度から平成28年度(5年間)
- ② 計画の対象事業
 - ・市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教育及び市立保育所や私立幼稚園・保育所における支援事業を含めた幼児教育のほか、学校教育を振興していくうえで必要となる家庭・地域における教育について、教育ビジョンの各論に基づいて取り組む事業を対象とする。
- ③ 計画の構成
 - ・後期実施計画の概要
 - 施策別事業計画
- ④ 幼児教育振興プログラム(後期実施計画の別冊として添付)の構成
 - プログラムの概要について
 - ・石巻市の目指す幼児教育について
 - · 施策別事業計画

5 平成24年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書について

(教育委員会教育総務課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会実施した事業の結果を報告する ものであり、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行 い、その結果を公表するもの。

- (1) 主な内容
 - ① 学識経験者2名による意見聴取会を実施し、平成23年度に実施した事業のうち、将来に

わたり継続して実施していく事業として、学校教育分野で7事業、社会教育・保健体育分野で4事業の計11事業を選定し、その点検及び評価を実施した。

以上